

学部等	学科等	①大学・大学院の設置理念 ①学科・専攻の設置理念 ③認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等/免許校種ごと）	②教員養成に対する理念・構想（大学、大学院） ②教員養成に対する理念・構想（学科、専攻）
		<p>①大学の「①設置理念」「②教員養成に対する理念・構想」</p> <p>成蹊学園創立者中村春二が目指した教育理念である「自発的精神の涵養と個性の発見伸長を目指す真の人間教育」を踏まえ、知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出すること、学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与すること、地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与することを設置の理念とする。</p> <p>なお、成蹊学園では、2018年に成蹊学園サステナビリティ教育研究センターを設置するとともに、2019年には成蹊学園としてユネスコスクールの認定を受け、SDGsやESDの活動を推進することにより、大学のみならず併設する小学校、中学校及び高等学校とともに、文部科学省平成29年度告示小学校学習指導要領及び中学校指導要領の前文にも掲げられている「持続可能な社会の創り手」の育成に努めている。</p>	<p>本学は、「知育偏重ではなく人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育の実践」を唱える学園創立者中村春二の教育理念を受け、“桃李”が人を惹きつけるように、世人が慕って自然と集まり従う、徳を備えた人物の育成を理想とし、「個性の尊重と人格陶冶による豊かな人間性の形成」という建学の精神を掲げて中等教育から出発した成蹊学園の伝統を受け継ぐ大学である。この理念・精神を成蹊教育の原点として学生一人ひとりの個性を尊重し育てることを大切にしてきた。大切に育てられた個性や人格陶冶による豊かな人間性は、視野の広い教養と高度の専門的知識・技能に裏打ちされていることも不可欠である。</p> <p>設置する文系4学部（経済学部・法学部・文学部・経営学部）と理工学部において、そうした願いの下に教養教育と専門教育に取り組んでいる。またこれら5学部が同一キャンパスにあることから、成蹊教養カリキュラムの授業やクラブ・サークル活動を通していろいろな価値観をもった学生同士の接触・交流が広がられており、お互いの個性を尊重し合う社会性を育てている。</p> <p>こうした理念、環境のなかで徐々に醸成される豊かな人間性と能力は、社会的要請である「豊かな人間性を持ち生徒を惹きつける個性的な魅力をもつ資質・力量の高い教員」という要件に合致したものにほかならない。本学はまさに社会の期待に応えられる教師を育て、送り出すための好適な条件を備えていると言って良いであろう。このような利点を大いに活かし、本学は「開放制教員養成制度」の趣旨に則って、教師としての責任感や愛情を育み、教職に関する深い教養と教育的技能を教授する課程を大学教育の一領域に位置付け、全学科・研究科における専門教育に応じた教科で、教職課程を構築することとした。広い視野を持ち、高度の専門的知識・技能、科学的探究精神を身につけ、理論的考察力においても実践的教育活動においても、生徒・保護者ばかりでなく、日本国民や世界の人人々の期待に応えて活躍できる教師を育成することを願うものであります。教育界に貢献できる教師を送り出すことは、大学としての社会的責任を果たすことになると考える。</p>
法学部	法律学科	<p>①設置理念「②教員養成に対する理念・構想」</p> <p>法学は個人の権利と社会や組織の円滑な活動を保障するものであり、政治はそうした法を生み出し実行する究極の原動力となるものである。この意味で、法と政治は人間にとって決して欠かすことのできない要素であり、その重要性はとりわけ今日においていっそう増大しているといえる。</p> <p>法学部における学問は、このように専門性の高いものであると同時に、人間とは何かという原理的な問いへの哲学的かつ歴史的な考察を伴わざるをえないものでもある。したがって法学部で学ぶということは、学問のまさに神髄と醍醐味を味わうことを意味している。</p> <p>成蹊大学の法学部は、学生との相互のコミュニケーションを取りながら、授業の工夫とカリキュラムの定期的な点検を通じて、このような学問的特徴と使命を持つ法学教育がさらに魅力あるものとなるよう常に努力し実施することを基本理念とする。</p> <p>この基本理念に基づき、成蹊大学法学部では、個人の権利並びに社会及び組織の円滑な活動を保障する法と政治の実現に寄与し、法と政治に関する専門的な知識を与えるとともに、それを通じて社会科学的な思考力と合理的な判断力を持った国際感覚豊かな人材の養成を図ることを教育研究上の目的とし、この学部の理念・教育研究上の目的に即し、法律学科としての具体的な教育研究上の目的（人材養成像）を次のように定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として実定法及びその解釈に関する学修を通じて、法の現状と問題点について深い考察力を持ち、個人の権利の保障に配慮しながら個人間、集団間の利害調整や紛争解決に寄与できるような、リーガルマインドとリーダーシップを持った人材の養成を図る。</li> </ul> <p>これらの教育研究上の目的、人材養成像等をもとに、「専門分野の知識・技能の修得」「教養の修得」「課題の発見と解決」「表現力、発信力」「多様な人々との協働」「自発性、積極性」の各項目に関して、以下の基準に到達するように編成された教育課程において、所定の単位を修得した者に対して学士（法学）の学位を授与とするディプロマ・ポリシー【略】を定めている。</p> <p>○中学校一種免許状（社会）                      法学部では、個人の権利並びに社会及び組織の円滑な活動を保障する法と政治の実現に寄与することを理念とし、法と政治に関する専門的な知識を与えるとともに、それを通じて社会科学的な思考力及び合理的な判断力を持った国際感覚豊かな人材を養成することを目的としている。そして、法律学科では、主として実定法及びその解釈に関する学習を通じて、法の現状及び問題点について深い考察力を持ち、個人の権利の保障に配慮しながら個人間又は集団間の利害調整及び紛争解決に寄与できるようなリーガルマインド及びリーダーシップを持った人材を養成することを目的としている。</p> <p>この目的を実現するために、法律学科では、憲法、民法、刑法などの法律系科目を中心としたカリキュラムを編成することで、学生が法律についての基礎的な理解と素養を修得し、法に関する深い考察力とリーガルマインドを持ち、個人間または集団間の利害調整や紛争解決制度に関する理解を深めることを可能としている。また、国際法や比較法に加えて、教員として法律学と関連して学ぶことが望ましい政治学原論国際政治史、国際政治学、西洋政治史、東洋政治史、アメリカ政治外交論など政治学に関する多様な科目を関連科目として配置することで、学生が日本および国際社会について深く理解できるようにしている。学生にこれらのカリキュラムを提供することで、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う教育を提供できる教員を養成し、社会全体に大きく貢献することが、本学科において中学校一種免許状（社会）の教職課程を設置する趣旨である。</p> <p>○高等学校一種免許状（地理歴史）                      法学部では、個人の権利並びに社会及び組織の円滑な活動を保障する法と政治の実現に寄与することを理念とし、法と政治に関する専門的な知識を与えるとともに、それを通じて社会科学的な思考力及び合理的な判断力を持った国際感覚豊かな人材を養成することを目的としている。そして、法律学科では、主として実定法及びその解釈に関する学習を通じて、法の現状及び問題点について深い考察力を持ち、個人の権利の保障に配慮しながら個人間又は集団間の利害調整及び紛争解決に寄与できるようなリーガルマインド及びリーダーシップを持った人材を養成することを目的としている。</p> <p>この目的を実現するために、法律学科では、憲法、民法、刑法などの法律系科目を履修して、主に法律学の概念を学ぶことになるが、これは長い歴史の経緯に裏付けられたものであり、法律系科目の学修においては当然に法の歴史も学ぶことになる。また、比較法や国際法を履修することで、学生は、歴史的/地理的視点から法を相対的に捉えることが可能となる。さらに、教員として法律学と関連して学ぶことが望ましい西洋政治史、東洋政治史、西洋政治思想史といった政治学に関する多様な科目を関連科目として配置しており、日本および国際社会における歴史や地理的問題を深く理解できるようなカリキュラムとなっている。学生にこれらのカリキュラムを提供することで、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う教育を提供できる教員を養成し、社会全体に大きく貢献することが、本学科において高等学校一種免許状（地理歴史）の教職課程を設置する趣旨である。</p> <p>○高等学校一種免許状（公民）                      法学部では、個人の権利並びに社会及び組織の円滑な活動を保障する法と政治の実現に寄与することを理念とし、法と政治に関する専門的な知識を与えるとともに、それを通じて社会科学的な思考力及び合理的な判断力を持った国際感覚豊かな人材を養成することを目的としている。そして、法律学科では、主として実定法及びその解釈に関する学習を通じて、法の現状及び問題点について深い考察力を持ち、個人の権利の保障に配慮しながら個人間又は集団間の利害調整及び紛争解決に寄与できるようなリーガルマインド及びリーダーシップを持った人材を養成することを目的としている。</p> <p>この目的を実現するために、法律学科では、法律と政治学の科目配置に配慮している。法律学科では、憲法、民法、刑法といった実定法、および刑事訴訟法や民事訴訟法といった手続法に関する法律系科目を中心としたカリキュラムを編成することで、学生が法律についての基礎的な理解と素養を修得し、法に関する深い考察力とリーガルマインドを持ち、個人間または集団間の利害調整や紛争解決制度に関する理解を深めることを可能としている。また、現代法過程論などの基礎法を履修することで、現代の法や社会についてより深い理解を得ることができる。さらに、比較法、国際法や、教員として法律学と関連して学ぶことが望ましい国際政治史、日本政治史、国際政治学などの政治学の科目を履修することで、学生は国際社会における法と政治、社会の状況をより深く学ぶことができる。これらを通じて、学生は、広い視点から利害対立や紛争の調整を行うための基礎的素養を身につける。学生にこれらのカリキュラムを提供することで、現代の社会について理解を深めさせるとともに、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う教育を提供できる教員を養成し、社会全体に大きく貢献することが、本学科において高等学校一種免許状（公民）の教職課程を設置する趣旨である。</p>	<p>法律学科では、法的思考能力を習得し、社会の抱える諸問題を法的な視点から多角的に検討する思考力、状況に的確に対応する判断力と行動力を兼ね備えた人材の育成を目的としている。その教育課程を生かし、社会とその課題について、法的な視点を含む多角的な理解・分析についての専門性を持ち、社会の理解と問題解決への視点を生徒に考えさせる能力を身につけた教員を養成することを目標としている。</p>

様式第7号ウ 本来は認定課程ごとに作成するものであるが、まずは基本としてまとめて作成。今後別々にしていく。

<法学部法律学科> (認定課程: 中一種免(社会)、高一種免(地理歴史)、高一種免(公民))

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<p>前期では、教育の基礎的理解に関する科目においては、教師となるために必要な知識と内容を把握し、教育に関する基本的な概念や理論、子どもの発達と各発達段階における特徴とそれに応じた学習メカニズムと支援の方法、などについて学び、教職への関心・理解および進路としての意識付けが各自でできることを到達目標とする。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目の履修においては、「憲法Ⅰ」「民法ⅠA」「比較法Ⅰ」「哲学の基礎」等の科目を履修することによって、社会系の教科についての基礎的かつ包括的知識の習得を到達目標とする。また学科必修の「演習ⅠA」を履修し、大学での学習の基礎的な力量を身につけることを到達目標とする。</p>
	後期	<p>後期では、前期に引き続き、教育の基礎的理解に関する科目においては、教育改革、教育諸問題、改訂教育基本法・学校教育法の要点を理解するとともに学校教育の今後に対する考察を行うための知識と能力を身につけ、生徒指導および進路指導の実践的能力を身につけることを到達目標とする。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目の履修においては、前期に引き続き「民法ⅠB」「刑法Ⅰ」等の科目を履修することによって、社会系の教科についての基礎的な知識とともに、包括的な内容の習得を到達目標とする。</p>
2年次	前期	<p>前期では、教育の基礎的理解に関する科目等においては、1年次の概論的な科目から各論に進んだ科目を履修する。具体的には、教育課程のあり方、指導案作成や教育方法、情報通信技術(ICT)を活用した教育、教育相談とカウンセリングに関する基礎的な知識と技法、特別支援教育の内容および役割などの知識と基礎的技能を習得していることを到達目標とする。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目の履修においては、「民法Ⅱ」「憲法Ⅱ」「刑法Ⅱ」「国際法Ⅰ」など、法律学科学生として身につけるべき専門性の高い科目の履修並びに「日本史概論Ⅰ」「世界史概論Ⅰ」「人文地理学」「自然地理学」「ミクロ経済学基礎」など地理歴史および公民の一般的包括的内容の科目の履修によって、中学校社会科、高等学校地理歴史科および公民科の教科内容を習得していることを到達目標とする。</p>
	後期	<p>後期では、教育の基礎的理解に関する科目等については、前期に引き続き、各論に進んだ科目を履修し、教育課程や授業を進める上での諸技法等を習得することを到達目標とする。</p> <p>教科及び教科の指導法に関する科目の履修においては、「日本史概論Ⅱ」「世界史概論Ⅱ」「地誌学」「マクロ経済学基礎」など地理歴史およびの一般的包括的内容の科目の履修、法律学科専門科目の履修により専門知識の理解を高めるとともに、「社会科・地理歴史科教育法」「社会科・公民科教育法」において学習指導要領に示された中学校社会科、高等学校地理歴史科および公民科の目標及び内容、教科指導の基本的知識の習得していることを到達目標とする。</p>
3年次	前期	<p>前期では、道徳、総合的学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目においては、模擬授業とその検討を通じて、道徳、総合的学習の時間や特別活動などの基本的な指導の在り方を身につけることを到達目標とする。また、教科の指導法では、2年次後期に引き続き「社会科教育法A(主として地理歴史分野)」「社会科教育法B(主として公民的分野)」を履修し、教科指導の基本的知識、授業案の作成手順をふまえて、模擬授業によって、特に中学校における教科指導の具体的な内容を習得することを到達目標とする。</p> <p>学科カリキュラムの履修においては、法律学における高度な専門性をもつ科目の履修に加え、「演習ⅢA」により、特に具体的なテーマについて主体的な調査・分析等を通して獲得した知識を総合的なものにし、グループ研究・発表を通して教員としても必要なコミュニケーション能力を養成することを到達目標とする。</p>

	後期	<p>後期では、次年度の教育実習の準備としての科目である「教育実習論」を履修し、教育実習の意義と課題を確認し、心構え、態度、基礎知識、実情、判断力および話し方や板書といった実践技能を修得することを到達目標とする。また、「教職特論演習Ⅰ」の履修で、卒業後の教員採用を視野に入れ、これまで学んできた教職、教科のみならず教員として必要とされる幅広い知識を得ることもできるようにする。</p> <p>教科の指導法では、「地理歴史科教育法」「公民科教育法」を履修し、2年次後期から履修した各教科教育法の知識を前提として、教科指導の基本的知識、授業案の作成手順を確実なものとした上で模擬授業を行い、教科指導の具体的な内容を確認させることを到達目標とする。</p> <p>学科カリキュラムの履修にあつては、前期の「演習ⅢA」に引き続き「演習ⅢB」を履修し、前期演習で身につけた能力を確実なものとしていくことを到達目標とする。</p>
4年次	前期	<p>教育実習年度となり、「教育実習(中・高)」または「教育実習(高)」を履修する。この科目は、前年度後期の「教育実習論」に引き続き、教育実習の事前指導を受けたのち、実習校における実際の教育実習を行い、そして実習終了後の事後指導を受けることによって、学校教育を体験研究し、授業をはじめとする教員の基礎的な力量を身につけることを到達目標とする。</p> <p>学科カリキュラムの履修にあつては、これまで履修できなかった科目の履修とともに、「演習ⅣA」で、学修の集大成として現代の社会問題から主体的に定めた研究課題を深く探求する能力を養成することを到達目標とする。</p>
	後期	<p>後期では、教職課程の集大成として「教職実践演習(中・高)」を履修する。これまでの教職課程の科目履修を振り返り、教員として必要な資質とは何かをもう一度問い直すことで、すでに備わっている事項と不足している事項を認識する。これにより、資質の高い教員をめざす力量を獲得することを到達目標とする。</p> <p>学科カリキュラムの履修にあつては、必修の「演習ⅣB」での論文・最終レポートの作成を通して、学部の学修の集大成をおこなうとともに、学部卒業および教員として必要な能力の完成をさせることを到達目標とする。</p>

様式第7号ウ（教諭）

<法学部法律学科>（認定課程：中一種免（社会）、高一種免（地理歴史）、高一種免（公民））

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等			教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期	2	C	教職論	憲法Ⅰ		College English (Listening & Speaking) Ⅰ	College English (Reading & Writing) Ⅰ
		2	B	教育原理	民法ⅠA		情報基礎	演習ⅠA
		2	E	教育心理学	比較法Ⅰ		(憲法Ⅰ)	
	後期	2	D	学校と社会	刑法Ⅰ		College English (Listening & Speaking) Ⅱ	College English (Reading & Writing) Ⅱ
		3	L	生徒指導論	民法ⅠB		健康・スポーツ演習B	
		3	N	進路指導論	倫理学の基礎			
2年次	前期	2	F	特別支援教育概論	民法Ⅱ	学校経営と学校図書館		College English (Integrated Skills) Ⅰ
		3	K	教育の方法と技術	行政法Ⅰ			国際政治学
		3	M	教育相談	国際法Ⅰ			国際政治史
					日本史概論Ⅰ			
					世界史概論Ⅰ			
					人文地理学			
					自然地理学			
	後期	2	G	教育課程論	家族法Ⅰ	学習指導と学校図書館		College English (Integrated Skills) Ⅱ
		3	R	ICT活用の理論と方法	日本史概論Ⅱ			行政法Ⅱ
				社会科・地理歴史科教育法	世界史概論Ⅱ			実践話し方講座
				社会科・公民科教育法	地誌学			政治学原論
					戦後の日本と世界			
3年次	前期	3	I	総合的な学習の時間の指導法	ミクロ経済学基礎	読書と豊かな人間性		演習ⅢA
		3	H	道德教育の指導法	憲法Ⅱ			西洋政治史
				社会科教育法A	商法Ⅰ			西洋政治思想史
				社会科教育法B	労働法			
	後期	3	J	特別活動の指導法	マクロ経済学基礎	教職特論演習Ⅰ		演習ⅢB
		4		教育実習論	知的財産法Ⅰ	情報メディアの活用		環境法
				地理歴史科教育法	国際法Ⅱ			東洋政治史
				公民科教育法	近現代の欧米B			
4年次	前期	4		教育実習(中・高)	経済発展Ⅰ	教職特論演習Ⅱ		演習ⅣA
					近代日本経済史			アメリカ政治外交論
	後期	4		教職実践演習(中・高)		学校図書館メディアの構成		演習ⅣB